

議第86号

下呂市観光交流センター条例の制定について

下呂市観光交流センター条例を別紙のとおり定める。

令和3年9月2日提出

下呂市長 山内 登

提 案 理 由

下呂市観光交流センターを設置するにあたり、施設の目的、管理運営等に関し必要な事項を定めるため、当該条例の制定するもの。

下呂市観光交流センター条例

(設置)

第1条 下呂市の観光情報等の提供及び案内機能の充実を図り、市民と観光客等との交流の場を提供するとともに、本市の観光の振興、地域経済の発展に寄与するため、下呂市観光交流センター(以下「施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
下呂市観光交流センター	下呂市森1075番地1

(施設の構成)

第3条 施設は、次のもので構成する。

- (1) 地域交流室
- (2) 観光案内所
- (3) 広場

(事業)

第4条 施設が行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 観光情報及び地域情報の発信に関すること。
- (2) 観光客及び市民が交流する場の提供に関すること。
- (3) その他目的を達成するために特に必要と認める事業に関すること。

(指定管理者による管理)

第5条 市長は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に、施設の管理を行わせるものとする。

(指定管理者の指定の手続等)

第6条 指定管理者の指定の手続等については、下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年下呂市条例第32号)の定めるところによる。

(指定管理者が行う業務)

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 施設の維持管理に関する業務
- (2) 第4条に規定する事業に関する業務

- (3) 施設の利用許可、取消し、制限及び停止に関する業務
- (4) 施設の利用に係る料金の徴収及び減免に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務
(指定管理者の責務)

第8条 指定管理者は、施設の目的に沿った事業を運営する責務を遵守しなければならない。

- 2 指定管理者は、施設に関する業務を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用時間)

第9条 施設の利用時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

名称	利用時間
観光案内所及び地域交流室	午前9時から午後5時まで

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、利用時間を臨時に繰上げ又は延長することができる。

(休館日)

第10条 施設の休館日は、設けない。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館日を設けることができる。

(利用の許可等)

第11条 第3条第1号に規定する地域交流室、若しくは付属施設等を占有して利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとする場合も同様とする。

- 2 指定管理者は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

- 3 指定管理者は、施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設に損害を与えるおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 施設の管理上支障があると認めるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、施設を利用させることが適当でない認められるとき。

(利用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、前条第1項の規定により施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取消し、又は許可の条件を変更し、若しくは利用を停止させることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 詐欺その他の不正な行為により利用の許可を受けたとき。

(3) 許可を受けた目的以外に利用することが明らかになったとき。

(4) 災害その他不可抗力により、会館等が利用できなくなったとき。

(5) その他、指定管理者が管理上特に必要と認めるとき。

2 指定管理者は、利用者が前項の処分によって損害を受けることがあっても、その補償の責を負わない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第13条 利用者は、施設の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用料)

第14条 利用者は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めた利用料（以下「利用料」という。）を納付しなければならない。

2 利用料は、指定管理者の収入として収受させることができる。

(利用料の減免)

第15条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料を減免することができる。

(特別の設備)

第16条 利用者は、特別の設備をし、若しくは施設に変更を加え、又は備付け以外の器具を持込んで利用しようとする場合は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第17条 利用者は、施設の利用を終了したときは、速やかに当該施設を原状に回復しなければならない。また、利用を取消され、停止されたときも同様とする。

(損害賠償)

第18条 利用者及び施設の入館者が、自己の責任に帰すべき理由により施設に損害を与えたときは、

その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを減額し又は免除できる。

(委任)

第19条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の第6条の規定による指定管理者の指定の手續等の行為については、この条例の施行日の前においても行うことができる。

3 第11条の規定による利用の許可の申請その他施設を利用するために必要な手續き及び第14条、第15条の規定による利用料を承認、減免するための手續きは、この条例の施行の前においても行うことができる。

(下呂市湯けむり広場条例の一部改正)

4 下呂市湯けむり広場条例(平成27年下呂市条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																		
(名称及び位置) 第2条 広場の名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第2条 広場の名称及び位置は、次のとおりとする。																		
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>湯本湯けむり広場の項～幸の瀬湯けむり広場の項 (略)</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置			湯本湯けむり広場の項～幸の瀬湯けむり広場の項 (略)		<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>阿多野湯けむり広場</td><td>下呂市森1075番地1</td></tr><tr><td>湯本湯けむり広場の項～幸の瀬湯けむり広場の項 (略)</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	阿多野湯けむり広場	下呂市森1075番地1	湯本湯けむり広場の項～幸の瀬湯けむり広場の項 (略)							
名称	位置																		
湯本湯けむり広場の項～幸の瀬湯けむり広場の項 (略)																			
名称	位置																		
阿多野湯けむり広場	下呂市森1075番地1																		
湯本湯けむり広場の項～幸の瀬湯けむり広場の項 (略)																			
別表(第8条関係)	別表(第8条関係)																		
<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>湯本湯けむり広場の項～幸の瀬湯けむ</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	区分	単位	使用料				湯本湯けむり広場の項～幸の瀬湯けむ			<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td>阿多野湯けむり広場</td><td>1日</td><td>7,700円</td></tr><tr><td>湯本湯けむり広場の項～幸の瀬湯けむ</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	区分	単位	使用料	阿多野湯けむり広場	1日	7,700円	湯本湯けむり広場の項～幸の瀬湯けむ		
区分	単位	使用料																	
湯本湯けむり広場の項～幸の瀬湯けむ																			
区分	単位	使用料																	
阿多野湯けむり広場	1日	7,700円																	
湯本湯けむり広場の項～幸の瀬湯けむ																			

改正後		改正前	
り広場の項 (略)		り広場の項 (略)	

別表（第14条関係）

基本利用料金

利用区分 施設の区分	利用料
地域交流室	1時間当たり上限 1,210円
附属施設等	規則で定める。

備考

利用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数を1時間とする。

【参考資料】

下呂市観光交流センター条例要綱

1. 制定理由

下呂市観光交流センターを設置するにあたり、施設の目的、管理運営等に関し、必要な事項を定めるため、当該条例を定めるものです。

2. 概要

(1) 設置

下呂市の観光情報等の提供及び案内機能の充実を図り、市民と観光客等との交流の場を提供するとともに、本市の観光の振興、地域経済の発展、災害時の観光客の安全に寄与するため、下呂市観光交流センターを設置します。

(第1条関係)

(2) 名称及び位置

施設の名称、位置、構成を定めます。

(第2条、第3条関係)

(3) 事業

施設が行う事業を定めます。

(第4条関係)

(4) 指定管理者の管理、手続、業務、責務

指定管理者の管理、手続、業務、責務など指定管理者に求める事項について定めます。

(第5条、第6条、第7条、第8条関係)

(5) 利用時間

施設の利用時間について、観光案内所及び地域交流室は午前9時から午後5時までとします。

(第9条関係)

(6) 休館日

休館日は設けないものとします。ただし、必要があると認めた場合は、市長の承認を得て休館日を設けることができるものとします。

(第10条関係)

(7) 利用の許可・取消・利用権の譲渡等の禁止

地域交流室を占用し利用しようとする者の許可、又は利用許可の取り消し及び利用権の譲渡等の禁止について定めます。

(第 11 条、第 12 条、第 13 条関係)

(8) 利用料

利用料の額は、別表に定める額の範囲内のものとします。また、施設の利用料は、指定管理者の収入とします。

(第 14 条関係)

(9) 利用料の減免

施設の利用料の減額及び免除する事項について定めます。

(第 15 条関係)

(10) 特別の設備

利用者は、特別の設備をし、若しくは施設に変更を加え、又は備付け以外の器具を持ち込んで利用しようとする場合は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならないものとします。

(第 16 条関係)

(11) 原状回復の義務

施設の利用を終了したときは、当該施設を原状に回復するものとします。

(第 17 条関係)

(12) 損害賠償

利用者及び入館者が、自己の責任に帰すべき理由により施設に損害を与えたときには、やむを得ない理由があるときを除き、その損害を賠償しなければならないものとします。

(第 18 条関係)

(13) 委任

条例の施行について、必要な事項は規則で定めるものとします。

(第 19 条関係)

(14) この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行します。

(附則第 1 項関係)

(15) 指定管理者の指定の手續等の行為については、条例の施行日前においても行うことができるものとします。

(附則第 2 項関係)

- (16) 利用の許可の申請その他施設を利用するために必要な手続き及び利用料の承認、減免するための手続きは、条例の施行の日前においても行うことができるものとします。

(附則第 3 項関係)

- (17) 観光交流センターの設置に伴い、阿多野湯けむり広場は廃止するため、湯けむり広場条例の一部を改正します。

(附則第 4 項関係)

